

患者に対する医学情報整備の必要性

—医学情報権の確立に向けて—

木幡洋子 (愛知県立大学)

1. 本報告の趣旨

医学情報への患者のアクセスを保障する根拠として、アメリカにおける消費者主権概念の普及に伴って消費者の権利を保障するためということが一般的になっている。けれども、医療は、「製品の提供と消費」という一方向的な現象ではなく、医療提供者と患者の間の双方向的なコミュニケーションが必要であり、医療提供者の専門性と患者の自己決定の調和点を見出すことが求められている領域である。

報告者は、医療におけるこうした医療提供者の専門性と患者の自己決定の調和点を見出すためのツールとして「患者のための医学情報」を位置づけ、患者の納得を医学の水準とを調和させると同時に、必要不可欠な医療をすべての人に保障するために必要なものとして、医学情報を位置づけることを試みている。それにより、医学情報の提供とアクセスの保障（以下、医学情報保障と呼称）を人権保障としての医療保障の一環として組み込み、医学情報保障に対する標準基準を国が採択することは、医療に対する人権保障における制度的保障であることを明らかにし、国と自治体による「計画的な推進」が必要だという認識を促す。

2. 報告の概要

消費者概念では医療における人権を保障することは困難であり、かえって医療を阻害する紛争を惹起することがある。そこで、医療従事者の専門性と患者の自己決定を最大限に保障することにより、的確な医療を患者が保障され、紛争も回避することができるという仮説のもとに、患者が的確で正確な医学情報を入手し、理解することができる方法にはどのようなものがあるかを検討する。

また、1966年の国際人権規約に定められた「健康への権利」が、医療を受ける場合の保障としてどのような内容を包摂することになるかを、1947年のWHO「健康への権利」概念、1978年アルマ・アタ宣言、1998年イギリス人権法、2004年オーストラリア首都特別地域人権法、2006年ヴィクトリア州人権法などを検討することで抽出を試みる。そのうえで、患者の人権としての医療保障において、医学情報保障が医療提供とならんで患者の人間の尊厳を保障する重要なものであることを論じる。

3. 報告の項目

- 1) 消費者主権と医学情報における消費者概念
- 2) 患者に対する医学情報
 - ・患者図書館　・患者教育　・医師による説明と同意　・製薬会社　・患者団体
- 3) 人権としての医療と健康への権利
 - ・国際的人権としての健康への権利　・各国の人権法と医療保障
- 4) 医学情報へのアクセス保障と人権としての医療保障
- 5) 人権としての医学情報保障＝医療における制度的保障としての医学情報アクセス保障